

第13期藤沢市情報公開制度運営審議会

活動報告書

2010年（平成22年）4月1日から

2012年（平成24年）3月31日まで

1. 制度の運用状況について

2011年（平成23年）4月から12月までの情報公開制度の利用者数は4,886人に達しています。公開請求件数は82件、情報提供件数は3,634件となっています。

情報公開請求処理状況は85件処理しましたが、内訳は承諾14件、一部承諾51件、拒否8件、取り下げ8件となっております。不服申立ては7件です。

大量請求問題は発生していませんが、インターネット請求は4件あります。

今後とも、情報提供度合を進めていき、公開請求によって情報を得る事で無く、誰もが必要な情報を得ることが出来るよう情報の共有化を図り、市民の知る権利に応じて頂きたいと思えます。反面、拒否、一部承諾事案について公開請求に関して不服申立てがなされており、今一度情報公開の原点に戻った処理運営が望まれます。

(1) 利用状況

利用者数	公開請求件数	情報提供件数	合計
4,886人	82件	3,634件	3,716件

(2) 処理状況 (件)

承諾	一部承諾	拒否	却下	取下げ	審査中	合計
14	51 (2)	8 (1)	0	8	4	85 (3)

※ () は前年度公開請求に係るもの

(3) 公開請求の請求内訳 (件)

市内の個人	市内の法人その他の 団体	その他のもの	合計
52	11	19	82件

(4) 不服申立て状況

不服申立て件数	諮問件数	審査中件数	答申件数	取下げ件数
7件 (1)	5件	6件 (2)	3件 (2)	0件

※ () は前年度不服申立てに係るもの

2. 審議会運営について

第13期藤沢市情報公開制度運営審議会委嘱式で海老根市長は、「市政として積極的な情報公開運営」について述べられ、これからの「藤沢市のより良い

情報公開制度のあり方」を論議してほしいと述べられました。また、市政方針においては、情報公開を積極的に行い市民目線の市政運営を挙げられ、行革審提言を受けて情報公開を重要視された「藤沢市経営戦略基本方針」にのっとり市政運営されています。

一方、政権交代によって民主党行革では情報公開のあり方について検討が開始され、また外務省や防衛省の情報開示、金融機関や法人代表者の報酬額開示課題や、昨年3月11日の震災による原発事故関連の国及び東京電力の情報開示のあり方や、ヤラセメール問題等々、情報公開に関する多くの事が問題視されてきました。

こうした背景の中で第13期藤沢市情報公開制度運営審議会の運営は市長方針を念頭に置きながら、定例の審議会審議を通し、情報公開請求に対する情報公開制度が機能されているかを中心に審議してきました。

3. 情報公開制度運営審議会開催状況

回数	開催日	審議内容
第1回	2010年 4月21日	1. 第13期審議会委員委嘱 2. 会長および副会長の選出 3. 審議会の役割、要綱変更等今後の運営について
第2回	2010年 7月21日	1. 第1回議事録確認 2. 運用状況（4月～6月分）について 3. 前期からの課題および13期運営について
第3回	2010年10月20日	1. 第2回議事録確認 2. 運用状況（7月～9月分）について 3. 部会設置について
第4回	2011年 2月23日	1. 第3回議事録確認 2. 運用状況に（10月～12月分）について 3. 部会検討事項報告審議
第5回	2011年 5月25日	1. 第4回議事録確認 2. 運用状況に（1月～3月分）について 3. 部会報告
第6回	2011年 7月17日	1. 第5回議事録確認 2. 運用状況に（4月～6月分）について 3. 審査会事案の3件の事例研究および部会まとめ報告

回数	開催日	審議内容
第7回	2011年11月2日	1. 第6回議事録確認 2. 運用状況に（7月～9月分）について 3. 第13期報告書について。 4. 部会報告書（建議）の最終確認
第8回	2012年2月17日 （予定）	1. 第7回議事録確認 2. 運用状況に（10月～12月分）について 3. 第13期報告書の提出について

4. 第13期藤沢市情報公開制度運営審議会での論点となった主な内容

(1) 平成23年度運営要綱の一部を変更しました。

- ・ 定例会は任期中に8回（概ね3ヶ月に1回）開催。
- ・ 審議会議事録について、全文筆記に近い要約筆記とし、議事録への会長署名を省略し、委員全員確認の上で議事録を確定することにしました。

(2) 情報公開例外規定（第6条各号）の取扱いについて論議しました。

- ・ 非公開、一部公開の実態について把握したところ、余りにも第6条第4号関係での非公開の件数が多いことが判明しました。
- ・ さらに不服申立て案件の実態把握、審査会審査の結果検証から、ほぼ100%が異議申立てのと通りの答申が出されている事が判明しました。
- ・ 特に当初非公開となった事案は、土地開発公社関係の土地取得に係わる問題—決算資料の個別明細表に係る問題、補償費関係等の公金に関連する問題—、教育委員会の学力検査、企業法人関係、公民連携関係等の事案などが多数をしめており、市民の知る権利の保障と行政保有の行政文書開示の関係について改めて浮き彫りになった課題が多く、この問題にあたっては部会を設置し検討し、報告書として建議することにいたしました。（別紙報告書）
- ・ 併せて時代の変遷と共に、行政文書のあり方、拒否案件の拒否決定した際の決定通知書記載方法等の考え方についての課題も残されています。
- ・ 個人情報保護と開示できる範囲について、災害時等における災害要支援者名簿の情報提供のあり方、公金を伴った支出に対する個人情報開示のあり方について論議を行い、特に個人情報保護に対する考え方も時代と共に変化してきており、個人情報を尊重するあまり非開示とすることについて、行政として一度再考すべき時期とも思われます。

(3) 不服申立て案件について審査会の判断した事例研究をしました。

- ・ 不服申立て案件（諮問第23号，諮問第26号，諮問第28号）の審査会答申事例について事務局から説明を受けました。
- ・ いずれの案件も審査会答申では申立人の主張のとおり公開の判断をされており，非公開決定に至った第6条第4号（事務に関する情報）の明確な理由付けがされていない，との理由で申立人主張のとおり「公開すべきである」と答申されました。
- ・ 審査会答申に至った理由は何なのか，その対策には何が考えられるか，について論議しました。

(4) 職員スキルアップ

- ・ 上記(3)についての検証から情報公開制度運営について考えられる要素の一つとして職員研修のあり方について論議を行いました。
- ・ 行政職員として情報公開に関する知識はどの職場に行ってもついて廻るものであり，そのスキルアップの為の更なる研修制度の充実が必要であると結論付けました。条例上は原則公開の立場であり，情報非開示には非開示にいたった理由を明確に示さなくてはならず，そのためには請求者に真摯に向きあう必要があります。加えて情報公開運営についての理解を深めていかなければなりません。そのため市長以下全職員の情報公開制度に係る研修の場を定期的に提供し，実施していくことが求められるとの判断に至りました。

5. 部会の開催状況について

回数	開催日	審議内容
第1回	2010年12月15日	1. 審議会での部会に関する討議確認 2. 情報公開請求からの事務フローについて（事務局から説明）
第2回	2011年 2月 2日	1. 部会検討事項について審議
第3回	2011年 5月11日	1. 審査会事案に基づく事例研究（事務局からの説明）
第4回	2011年 6月25日	1. 審査会審査状況からの分析
第5回	2011年 7月25日	1. 報告書内容について審議
第6回	2011年 9月 7日	1. 報告書内容について審議・確認

<部会審議状況>

(1) 第1回部会 2011年（平成23年）12月15日開催

第1回定例審議会、第2回定例審議会で論議された部会設置におけるテーマ等について再確認し今後の進め方、検討項目についての方向付けを行いました。

電子申請関係のコスト、情報公開条例と運用上の課題、情報提供等の問題等の意見交換及び検討を行いました。

あわせて、情報公開請求を受けた際の事務の流れ及び公開請求から開示までの事務の流れについての理解を深めました。

(2) 第2回部会 2011年(平成23年)2月2日開催

平成21年度及び平成22年9月までの非公開、一部公開状況の分析、主要自治体のホームページで特徴の確認、不服申立て事案の審査会の状況(公開請求から開示、不服申立てから答申・決定までの所用日数、答申決定内容)、全国及び神奈川オンズマンのアンケートによる自治体のホームページから情報公開度並びに自治体の情報公開に関する取り組み事例検証、藤沢市の電子申請関係コストについて理解を深めました。

(3) 第3回部会 2011年(平成23年)5月11日開催

事務局から審査会答申第23号、第26号、第28号の審査決定事案の説明を受けました。不服申立てに対しての審査会のやり取りから答申に至るまでの内容、審議経過を理解しました。市ホームページへのアクセスの状況把握を行いました。また、時代が変化して来ている中での情報公開に関する職員研修について、事務局から説明を受け理解をしました。

(4) 第4回部会 2011年(平成23年)6月28日開催

前回の審査会の答申内容から何を読み取るかについて論議しました。条例を変える事ではなく、各実施機関の担当職員への研修—情報公開条例は情報公開が前提であり、その上にたって非公開の場合は適用に至った理由付けが必要であり、それを判断できるスキルアップが求められます。全ての職員がスキルアップをすることにより、情報公開請求に関する時間を有効に活用することができます。

今までの審議会の内容から第6条第4項関係を検証しました。審査会で殆どは不服申し立て人の主張の判定になっていますが、その原因は何か、などの分析を進めました。

(5) 第5回部会 2011年(平成23年)7月25日開催

今までの論議内容を整理した報告書記載内容について検討しました。

(6) 第6回部会 2011年(平成23年)9月7日開催

報告書記載内容最終確認しました。

部会解散。

<結び>

第13期藤沢市情報公開制度運営審議会の報告書(建議)と活動報告を提出しましたが、藤沢市情報公開制度が発足して26年が経過し、その間多岐にわたる様々な社会問題の発生とともに市民が求めることや行政への期待も高まってきました。そのため、行政として変化していく市民の要望に答えられる体制づくりが必要になります。

審議を通して非開示理由が一般的にみて理解できないケース(言わば隠蔽とも受けとれるようなケース)も散見されたことは、何人も情報公開請求できる、情報公開請求に対して原則公開する責がある行政としての事務処理の進め方に課題を残します。

昨年の震災原発問題から電力停電や放射能等の飛散に関する国及び東電の情報公開のあり方や、国や電力会社主催シンポジウム開催時のヤラセメールをはじめ、参加者動員の仕方が社会問題となりました。市民の関心事では市民への親切な情報提供が求められ、各種情報発信の一元化による丁寧な読み易いホームページや広報「ふじさわ」の掲載の仕方も課題となります。

市役所の不祥事として、バーベキュー関係や土地関係での議会を中心とした事案等の出来事がありましたが、現状の情報を正しく市民に伝えることは、市民の負託を受けている行政としての責任でもあります。

私達の藤沢市は市政の柱である“市民目線の開かれた市民経営”「情報公開は、行政に対する市民の知る権利を保障するとともに、行政による積極的な情報提供(ディスクロージャー)が一体となり機能することが重要です。一層開かれた行政を推進し透明性を高めるため、行政で保有している情報をホームページなど様々な広報媒体を活用して積極的に公開するとともに、行政の説明責任(アカウントビリティ)を更に推進します。」と謳っている「藤沢市経営戦略基本方針」の遂行には、正に積極的な情報公開制度の実施です。行政と市民の信頼関係をもたらすためにも、より一層の情報公開制度が発揮されることを期待しつつ、私達第13期の活動としてまとめさせていただきます。

最後に審議会運営にあたって、各委員、事務局をはじめ審議会運営に関係してご協力を頂いた方々に御礼申し上げます。

< 第 1 3 期藤沢市情報公開制度運営審議会委員名簿 >

◎会長 ○副会長

☆部会員

氏 名	役 職 等
☆ 足 立 典 子	公募委員
上 畠 寛 弘	公募委員
☆ 大 西 秀 博	公募委員
亀 井 文 也	学識経験者 (弁護士)
小 針 健 慈	学識経験者 (日本大学法学部講師)
清 水 唯一郎	学識経験者 (慶応大学総合政策部准教授)
◎☆ 高 野 文 夫	公募委員
☆ 古 田 惠 一	公募委員
○☆ 山 田 鯛 二	公募委員
山之口 春 美	学識経験者 (学務保健課就学指定業務員)